



鳥取県公報

令和6年10月29日（火）
号外第82号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (40) (孤独・孤立対策課) 3
-------	--

公布された規則のあらまし

◇鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 救護施設は、利用者の自立支援を行うため、利用者の意向を踏まえ、各利用者ごとに個別支援計画を作成しなければならないこととする。
- (2) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則（平成25年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	基準	区分	基準
略		略	
利用者の 処遇等	1～10 略 <u>11 利用者の自立支援を行うため、 利用者の意向を踏まえ、各利用者 ごとに個別支援計画を作成するこ と。</u> 12 略	利用者の 処遇等	1～10 略 <u>11</u> 略
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。